



島根県報

平成22年7月27日（火）

号外 第 137 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第489号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字平ゲ180番1地先から同179番9地先まで	前	メートル 4.00	メートル 35.50	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅
			後	6.00～ 23.00	35.50	
県道	松江木次線	雲南市大東町大東1579番1地先から同町飯田655番1地先まで	前	A 8.50～ 40.00	2,404.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ B区間の延伸
		雲南市大東町大東1159番2地先から同町飯田655番1地先まで		B 20.50～ 75.00	1,173.00	
		雲南市大東町大東1579番1地先から同町飯田655番1地先まで	後	A 8.50～ 40.00	2,404.00	
		雲南市大東町大東1191番2地先から同町飯田655番1地先まで		B 20.50～ 75.00	1,435.00	
〃	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀字初座564番5地先から同地先まで	前	12.00	17.00	隠岐支庁県土整備局 災害復旧工事 拡幅
			後	26.00～ 33.00	17.00	

島根県告示第490号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 7 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字平ゲ180番1地先から同179番9地先まで	メートル 35.50	平成22年 7月27日	隠岐支庁県土整備局	
県道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字宇賀字初座564番5地先から同地先まで	17.00	平成22年 7月27日		